

令和5年1月5日
株式会社 但馬銀行

でんさいサービスの機能改善について

平素は但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて当行では、下記のとおりでんさいサービスの機能改善を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

記

一、機能改善の内容

1. 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における記録請求（でんさいの発生および譲渡）の制限期間を、支払期日7営業日前から3営業日前に短縮します。

これにより、支払期日の3営業日前の日まで、発生記録請求（債務者請求方式）および譲渡記録請求を行うことが可能となります。

※ 詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。

2. 債権金額下限の引下げ

でんさいを発生または譲渡する際の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引下げます。

これにより、1円から発生記録請求および（分割）譲渡記録請求を行うことが可能となります。

二、でんさいネット業務規程・業務規程細則の一部改正

上記一、の機能改善にともない、業務規程・業務規程細則の一部を改正します。

※ 詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。

三、取扱開始日（業務規程・業務規程細則改正日）

令和5年1月10日（火）

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 事務統括部 0796-44-5050
受付時間／平日 9:00～17:00
（ただし、銀行休業日を除く）